



見て見ぬふりをしてませんか？

～気づかぬハラスメントを防ぐコツ～



た か は し み き

講師：**高橋 美紀**さん
(特定社会保険労務士)

コーディアル社会保険労務士事務所代表

株式会社エクスコーディアル代表取締役

HP:<https://cordial-fksr.com/>

社会人として働く中での疑問や不安を自分で解決できる力をつけたいと考え、社会保険労務士を目指し、平成 17 年合格。労働基準監督署、社労士法人勤務を経て平成 30 年 7 月開業。メンタルヘルス対策を考慮した労務管理に関する助言指導とメンタルヘルスに関するセミナーを得意とする。

申込不要
参加無料

手話通訳
要約筆記あり

一時保育あり
(要申込 9/10 まで)

※配慮が必要な方は事前にご連絡ください。

9月17日 水

18時30分～20時(開場:18時)

おいなす八女 はちひめホール
(八女市本町 602 番地 1)



どこからがセクハラなの？

CASE

相手との関係が悪くなることを危惧して、「嫌だ」と言えない場合もある。



上司から部下へのセクハラなどは、被害者はその場では嫌だと言えなかったけれど「本当は嫌だった」というケースが多くあります。相手が、明確に「NO」という意思表示をしていないからといって「YES」と勝手に解釈をしてはいけません。

ポイント!

セクハラは、「そんなつもりでは…」は通用しない

法律上のセクハラに該当するかどうかの判断は、受け手の主観を重視しつつも一定の客観性が必要となります。法律に規定されている要件を満たし、一般的にはどう受け止められるかという客観的な基準によって評価されるのです。ですから、行為者側が「そんなつもりはなかった」としても本人の意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を被った場合などは、精神的な被害の程度により、セクハラと判断されます。

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター

主催：八女市・八女市教育委員会 共催：八女市人権・同和教育研究協議会

お問い合わせ：八女市人権・同和政策・男女共同参画推進課

電話番号：0943-23-1490

メール：jinkenkeihatu@city.yame.lg.jp